

徳島県告示第四百二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、令和元年度に実施された検査に係る有効期間内に検査を行うことができない種畜証明書について有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年六月十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門